

# 足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 市の交付する木造住宅耐震改修等補助金（以下「補助金」という。）については、足利市補助金等交付規則（平成19年規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

**第2条** この要綱は、足利市建築物耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築され、耐震改修が必要と診断された木造住宅について、総合耐震改修または総合耐震建替え（以下「耐震改修等」という。）に要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震性の向上を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。
- (3) 補強計画 耐震診断士が耐震診断結果に基づき策定する補強のための計画をいう。
- (4) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (5) 耐震改修 耐震診断を実施し、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を向上させるための木造住宅の補強等の工事のうち、上部構造評点が1.0未満であった住宅を1.0以上にする工事をいう。
- (6) 総合耐震改修 耐震診断を実施し、耐震改修が必要であると診断された住宅の補強計画策定及び耐震改修を総合的に行うものをいう。
- (7) 総合耐震建替え 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が必要であると診断された住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供している

ものを含む。)を建築するものをいう。

#### (補助対象住宅)

**第4条** 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内にある住宅で次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造二階建て以下の在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築された一戸建て住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。)ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増築後の延べ床面積の2分の1未満のものは対象とする。
- (2) 賃貸を目的としない住宅
- (3) 所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住していること
- (4) 耐震改修等の事業(耐震建替えの場合は、補助対象住宅の除却工事及び建替え後の住宅に係る工事)に着手していないこと。
- (5) 総合耐震改修の場合は、耐震診断士が工事監理をすること。

2 総合耐震建替えの場合は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅の耐震診断の結果が判明する前に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請(以下「確認申請」という。)を行っていないこと。
- (2) 新築する住宅は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)が発行されること。
- (3) 新築する住宅は、省エネ基準に適合すること。
- (4) 新築する住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (5) 新築する住宅の設計及び工事監理は、建築士が行うこと。
- (6) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が不相当であると判断した場合は対象から除く。

#### (補助対象者)

**第5条** 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、耐震改修等の後に補助対象住宅に居住する者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する個人（共有を含む。）又は所有者の2親等以内の親族のうち、当該事業に係る契約者
- (2) 本要綱による補助金を初めて受ける者であること。
- (3) 総合耐震改修に対する補助にあつては、当該工事の補強計画に対する補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 国税・県税・市税を滞納していないこと（申請者、所有者及び当該事業に係る契約者。）

#### **（補助金の額）**

**第6条** 総合耐震改修に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助金の交付額は、耐震改修に要する費用（耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額が100万円を超えるときは100万円を限度とする。
- (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

2 総合耐震改修の補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて同項第1号の額を交付するものとする。

3 総合耐震建替えに対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

耐震改修に要する費用相当分（建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に平成21年国土交通省告示第383号の表中、木造住宅の壁に係る耐震改修の中欄の額を乗じた額を限度とする。）に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額が100万円を超えるときは100万円を限度とする。

#### **（補助金の交付申請）**

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同一年度内に、足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱による耐震診断を受けているときは、第2号、第3号、第8号及び第9号に規定する書類の提出は不要とする。

- (1) 補助対象住宅の付近見取図
- (2) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類（固定資産家屋評価証明書又は登記事項証明書等）
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 耐震改修等事業計画書（工事工程表を含む。）

- (5) 総合耐震改修の場合は、耐震改修等工事設計書（耐震改修後の構造耐震指標が明確なもの。また、耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの。）及び図面（補強工事部分がわかるもの）
- (6) 耐震改修等に要する費用の見積書（耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの。）の写し
- (7) 国税、県税の納税証明書（申請者、所有者及び当該事業に係る契約者）
- (8) 市税の納税証明書（申請者、所有者及び当該事業に係る契約者）
- (9) 補助金受領口座に係る申出書
- (10) 所有者と申請者の関係が確認できる書類（所有者と申請者が同一でない場合に限る。）
- (11) 誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類

#### **(交付の決定)**

**第8条** 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、その結果を交付決定通知書又は交付申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

#### **(交付申請の変更等)**

**第9条** 申請者は、第7条に規定する交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、交付申請変更・中止届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出があったときは、前条の規定を準用する。

#### **(耐震改修等工事の着手)**

**第10条** 申請者は、交付決定通知を受けたときは、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震改修等工事に着手し、当該工事着手後、速やかに次項から第3項までに掲げる書類を添付した工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

2 総合耐震改修の場合は、耐震改修等に係る契約書の写し（補強計画及び監理を含む。）

3 総合耐震建替えの場合は、耐震改修等に係る契約書の写し（設計、監理及び除却を含む。）、新築する住宅の建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の写し、設計した住宅が省エネ基準に適合することを証する書類の写し、配置図、平面図及び立面図。

#### **(完了報告及び補助金の交付請求)**

**第11条** 申請者は、耐震改修等工事が完了したときは、速やかに交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修等事業報告書
- (2) 耐震改修等事業費内訳書
- (3) 耐震改修等に要した費用の領収書の写し（総合耐震改修の場合は補強計画及び監理を含み、総合耐震建替えの場合は設計、監理及び除却を含む。）
- (4) 総合耐震建替えを実施した場合には、新築した住宅が省エネ基準に適合することを証する書類の写し
- (5) 工事状況写真（施工箇所ごとに工事着手前、施工中及び完了時のもの）
- (6) 住民票（申請者と居住予定者が別の場合は両者のもの）
- (7) 検査済証の写し（総合耐震建替えの場合のみ）
- (8) その他市長が必要と認める書類

#### **（交付決定の取消・返還）**

**第12条** 市長は、申請者が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部若しくは一部を取り消し、また既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を交付決定取消通知書により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

#### **（補則）**

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### **附 則**

（施行期日）

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

（有効期限）

この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

#### **附 則**

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

足利市長 へ

申請者 住所  
氏名  
電話

年度木造住宅耐震改修等補助金交付申請書

木造住宅の耐震改修を実施するにあたり、足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

所在地	足利市		
工事区分	<input type="checkbox"/> 総合耐震改修 <input type="checkbox"/> 総合耐震建替え		
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 住宅以外の用途（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）		
住宅建築年月日	年 月 日	（建築確認	年 月 日）
住宅の規模	地上	階・地下	階
面積	1階		m <sup>2</sup>
	2階		m <sup>2</sup>
	合計		m <sup>2</sup> （住宅部分の面積 m <sup>2</sup> ）
契約 予定額	補助対象	円	
	対象外	円	
	合計	円	
改修工事等実施予定期間	年 月 日	～	年 月 日
居住予定者			
申請者の誓約事項	<input type="checkbox"/> 総合耐震建替えを行う場合にあつては、新築する住宅を省エネ基準に適合するものとするを誓約します。		

添付書類

- (1) 補助対象住宅の付近見取図
- (2) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類（固定資産家屋評価証明書又は登記事項証明書等）※
- (3) 耐震診断結果報告書の写し※
- (4) 耐震改修等事業計画書（工事工程表及び計画図面を含む。）
- (5) 総合耐震改修の場合は耐震改修等工事設計書（改修後の耐震評点等が明確なもの。耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの。）及び図面（補強工事部分がわかるもの）
- (6) 耐震改修等に要する費用の見積書（耐震補強の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの。）の写し
- (7) 国税、県税の納税証明書
- (8) 市税の納税証明書（未納がないことの証明）、住民票※
- (9) 補助金受領口座に係る申出書※
- (10) 所有者と申請者の関係が確認できる書類（所有者と申請者が同一でない場合に限る）
- (11) 誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類

注）足利市木造住宅耐震診断補助金の交付申請と同一年度内に当該補助金申請をする場合は、※印の添付書類（(2)、(3)、(8)、(9)）は不要とする。

様式第2号（第7条関係）

耐震改修等事業計画書

年 月 日

足利市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話

耐震診断	耐震診断完了日		年 月 日
	診断を行った建築士	建築士事務所名	
		事務所所在地	
		電話	
		氏名	
		建築士資格	(1級・2級・木造) 建築士 大臣・ 知事 第 号
その他	<input type="checkbox"/> 講習会受講修了 <input type="checkbox"/> 指定プログラム使用		
補強計画	設計者	建築士事務所名	
		事務所所在地	
		電話	
		氏名	
		建築士資格	(1級・2級・木造) 建築士 大臣・ 知事 第 号
		その他	<input type="checkbox"/> 講習会受講修了 <input type="checkbox"/> 指定プログラム使用
設計	実施予定期間		年 月 日～ 年 月 日
	設計者	建築士事務所名	
		事務所所在地	
		電話	
		氏名	
		建築士資格	(1級・2級・木造) 建築士 大臣・ 知事 第 号
除却工事	実施予定期間		年 月 日～ 年 月 日
	事業者	所在地	
		名称	
		代表者	
		電話	
耐震改修又は建替え工事	実施予定期間		年 月 日～ 年 月 日
	事業者	所在地	
		名称	
		代表者	
		電話	



監理	監理者	建築士事務所名	
		事務所所在地	
		電話	
		氏名	
		建築士資格	(1級・2級・木造) 建築士 大臣・知事 第 号

※総合耐震改修の場合は耐震診断、補強計画、耐震改修工事、監理の欄を記入すること。

※総合耐震建替えの場合は耐震診断、設計、除却工事、建替え工事、監理の欄を記入すること。

※工事工程表を添付すること。

※総合耐震建替えの場合は新築する住宅の平面図、立面図および配置図を添付すること。

※講習会:建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(昭和61年栃木県告示第880号)第3条第1項の規定に基づき実施される木造住宅の耐震診断と補強方法の講習会と同等以上の効果を有すると認められる講習会

様式第3号（第7条関係）

耐震改修等工事設計書

年 月 日

足利市長 あて

(設計者)

資格 建築士 登録第 号

氏名

建築士事務所名

所在地

電話

工事の場所：足利市

工事の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

項目		工事前	工事後	金額(円)
補助対象 (耐震改修 の対象とな るもの)	内容			
補助対象外 (リフォーム等耐震改 修の対象と ならないも の)	内容			
補助対象及び対象外の合計				

※耐震改修工事前後の耐震評点等を明確にすること。

※図面（補強部分がわかるもの）を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

補助金受領口座に係る申出書

年 月 日

足利市長 へ

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付で交付申請した、足利市木造住宅耐震改修等補助金については、事業が完了し、当該補助金の額が確定した場合は、下記の口座に確定した補助金の全額を振り込まれるよう申し出ます。

振込先

金融機関名		本店・支店名 (ゆうちょ銀行は 店番号)	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		

※この申出書の提出後に振込先を変更する場合は、再度当該申出書を提出してください。

## 誓約書

年 月 日

足利市長 様

誓約者 住所

氏名

電話

- 1 私及び申請に係る世帯の世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 2 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約いたします。

様

足利市長 印

年度木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請がありました木造住宅耐震改修等補助については、足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付の決定をいたしましたので通知します。

記

1. 申請者

住所

氏名

2. 工事区分 総合耐震改修 総合耐震建替え

3. 住宅の所在地  
足利市

4. 住宅の種類

5. 補助金の額

円

6. 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 足利市補助金等交付規則及び足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱の規定に従うこと。

様

足利市長 印

年度木造住宅耐震改修等補助金交付申請却下通知書

年 月 日付で、申請のあった木造住宅耐震改修等補助金については、足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第8条の規定により不交付の決定をしたので通知します。

記

1. 申請者

住 所

氏 名

2. 工事区分 総合耐震改修 総合耐震建替え

3. 住宅の所在地

足利市

4. 住宅の種類

5. 不交付の理由



足利市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話

工事着手届出書

耐震改修等工事に着手したので、足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 工事着手日

年 月 日

2. 工事区分 総合耐震改修 総合耐震建替え

3. その他

(1) 設計者（補強計画含む）

氏名

契約日

年 月 日

(2) 除却工事施行者

事業者名

契約日

年 月 日

(3) 工事施工者

事業者名

契約日

年 月 日

(4) 工事監理者

氏名

契約日

年 月 日

添付書類

- (1) 総合耐震改修の場合は、耐震改修等に係る契約書の写し（補強計画及び監理を含む）
- (2) 総合耐震建替えの場合は、耐震改修等に係る契約書の写し（設計、監理及び除却を含む）、確認済証の写し、設計した住宅が省エネ基準に適合することを証する書類の写し、配置図、平面図及び立面図を添付する。



様式第10号（第11条関係）

年 月 日

足利市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話

年度木造住宅耐震改修等補助金交付請求書

年 月 日付、第 号で交付決定された補助対象事業が完了したので、足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 補助金交付決定額

円

2. 工事区分 総合耐震改修 総合耐震建替え

3. 補助対象住宅の所在地  
足利市

4. 耐震改修工事期間

開始 年 月 日  
終了 年 月 日

5. 工事監理者及び工事施工者  
監理者  
施工者

添付書類

- (1) 耐震改修等事業報告書
- (2) 耐震改修等事業費内訳書
- (3) 耐震改修等に要した費用の領収書の写し（総合耐震建替えの場合は補強計画及び監理を含み、総合耐震建替えの場合は設計、監理、及び除却を含む）
- (4) 総合耐震建替えを実施した場合には、新築した住宅が省エネ基準に適合することを証する書類の写し
- (5) 工事状況写真（施工箇所ごとに工事着手前、施工中及び完了時）
- (6) 住民票（申請者及び契約者）
- (7) 検査済証の写し（総合耐震建替えの場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第11条関係）

耐震改修等事業報告書

年 月 日

足利市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話

事業が完了しましたので、次のとおり報告いたします。

工事区分	<input type="checkbox"/> 総合耐震改修 <input type="checkbox"/> 総合耐震建替え			
住所	足利市			
事業の実施期間	年 月 日～		年 月 日	
事業内容	契約関係		支払関係	
補強計画	氏名			
	契約金額	円	支払金額	円
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日
設計	氏名			
	契約金額	円	支払金額	円
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日
除却工事	事業者			
	契約金額	円	支払金額	円
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日
改修工事又は 建替え工事	事業者			
	契約金額	円	支払金額	円
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日
監理	氏名			
	契約金額	円	支払金額	円
	契約日	年 月 日	支払日	年 月 日

※総合耐震改修の場合は、事業内容は補強計画、改修工事、監理の欄を記入すること。

※総合耐震建替えの場合は、事業内容は設計、除却工事、建替え工事、監理の欄を記入すること。

様式第12号(第11条関係)

耐震改修等事業費内訳書

年 月 日

足利市長 あて

(監理者)  
資格 建築士 登録第 号  
氏名  
建築士事務所名  
所在地  
電話

工事の場所：足利市

工事区分：総合耐震改修 総合耐震建替え

工事の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

区分	内 訳	金額(円)
補助対象 (耐震改修 等の対象と なるもの)		
補助対象外 (リフォーム等耐震改 修等の対象 とならない もの)		
補助対象及び対象外の合計		

様式第13号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

足利市長 印

年度木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定をしましたが、足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付決定を取り消します。

また、既に補助金が交付されているときは、返還を命じます。

記

1. 取り消しの理由

2. 工事区分 総合耐震改修 総合耐震建替え

3. 取消・返還区分及び範囲

区分（取消・取消及び返還）

範囲（全部・一部）

（ ）

4. 返還額

5. 返還期限

年 月 日

参考様式（第7条関係）

工 事 工 程 表

年 月 日

足利市長 あて

(設計者)

資格 建築士 登録第 号

氏名

建築士事務所名

所在地

電話

工事の場所：足利市

工事の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

内 容	期 間		
	1～10	11～20	21～月末

参考様式（第10条関係）

省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。  
この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： _____
建築物エネルギー消費性能基準への適合性：
<input type="checkbox"/> 適合
<input type="checkbox"/> 不適合
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名： _____
資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： _____
所在地： _____
電話番号： _____
区分（一級、二級、木造）： _____ 建築士事務所

(備考)

参考様式（第 1 1 条関係）

省エネ基準への適合性に関する報告書

年 月 日

足利市長 あて

以下の申請物件について、建替え後の住宅が足利市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第 3 条 3 号に規定する省エネ基準に適合することを報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[物件の情報]

申請地： \_\_\_\_\_

申請者： \_\_\_\_\_

[報告者]

（建築士に関する事項）

氏名： \_\_\_\_\_

資格： \_\_\_\_\_ 建築士 \_\_\_\_\_ 登録第 \_\_\_\_\_ 号

（建築士事務所に関する事項）

名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

区分（一級、二級、木造）： \_\_\_\_\_ 建築士事務所

（備考）